

第8章 計画の推進体制

1 計画の推進体制の整備

本計画は介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の生活を支え、健康で生きがいのある生活を営み続けることができるよう、保健・福祉分野のみならず生涯学習、文化・スポーツ、住宅、都市基盤など、総合的な支援に取り組む方針を示しています。

そこで、この計画の推進に当たっては、計画の円滑な推進に向けて、健康福祉部を中心に施策および事業の進捗管理等を行います。

さらに、全市的な観点から本計画の推進、進行管理や見直しなどを行うため、医療機関や社会福祉法人などの関係機関とのきめ細かい連携を進めます。

2 介護保険事業の進捗状況等の把握

介護保険制度を円滑に進めるため、計画の進行および進捗に関する情報を総合的に取りまとめるとともに、新たな課題への対応、事業評価などを推進していくことが求められます。

そこで、本市における介護サービスの利用者、サービス供給量などの基礎的なデータの収集、市民ニーズ、利用者満足度などの質的情報の把握などを定期的を実施するとともに、事業全体の進行および進捗の把握や確認を行い、総合的な調整や新たな課題の検討、評価、分析等を実施します。

また、計画の進行および進捗に関する情報や検討および評価の結果等については、定期的に報告を行い、広く公表します。